

令和5年度音更町個別排水処理事業特別会計予算

令和5年度音更町個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 174,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,380
	1 分担金	1,380
2 使用料及び手数料		33,290
	1 使用料	33,290
3 繰入金		123,130
	1 繰入金	123,130
4 町債		16,200
	1 町債	16,200
歳入合計		174,000

歳出

款	項	金額
1 個別排水処理施設費		122,299
	1 個別排水処理施設費	122,299
2 公債費		51,601
	1 公債費	51,601
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		174,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度排水設備改造資金の融通に伴う利子補給	4年	1戸450千円を限度として、その利子相当額とする。
排水設備改造資金の融通に伴う損失補償	債務不履行の範囲内	

第 3 表 地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
個別排水処理施設整備事業	16,200	証書借入	4%以内 〔ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率〕	政府資金及び機構資金はその融通条件により、銀行その他の資金はその債権者との協定による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。
合 計	16,200			